

令和2年3月4日

会員各位

弘前薬剤師会 会長 前田 淳彦

新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた  
診療や処方箋の取扱いについて  
及び  
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

標記につきまして、日本薬剤師会及び、青森県薬剤師会より連絡がありましたのでお知らせいたします。

本年2月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部が「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を公表したところですが、今般、同基本方針を踏まえ、感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等が継続的な医療・投薬を必要とする場合に、電話や情報通信機器を用いた診療によりファクシミリ等による処方箋情報の送付等の対応が必要なケースがあることから、その取扱いに関する留意点が示されました。また、3月2日に同通知に関連する調剤報酬の取り扱い等が示されました。

取り急ぎご連絡いたしますので、ご確認の上ご対応いただけますようお願いいたします。